

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

ご注意

- 1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
- 2転動、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先へ必要の手続きを済ましたうえで、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。徴収台帳への記入等必要
- 3一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
- 4※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。

※ 処理事項		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度											
特別徴収義務者指定番号		宛 名		番 号		係		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号		氏名		電話		() - 番			
年 月 日		給 与 所 得 者		現 住 所		郵便番号		特別徴収義務者指定番号		異 動 の 事 由		1月1日以降退職時までの給与支払額		考 備			
池田町長様		給 与 所 得 者		名 称		代表者の職氏名		個人番号又は法人番号		(旧姓)		異 年 月 日		円		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由の欄に○を付して) 円 (月 日) 納入	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由		給与又は退職手当等の支払予定月日		一括徴収予定額		※市区町村記入欄		通知書処理		年 月 日	
1. 異動が年12月31日までで、申し出があったため(月 日 申出)		支払予定日ごと		合計(上記(ウ)と同額)		6 月 分		7 月 分以降		年 月 日	
2. 異動が1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため		支払予定月日		円		円		県民税処理		年 月 日	
一括徴収できない理由				円		円				年 月 日	
(○印をしてください)				円		円				年 月 日	
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため				円		円				年 月 日	
2. その他理由()				円		円				年 月 日	

転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。）

月割額 円		所在地		郵便番号		特別徴収義務者指定番号	
月分から徴収し		フリガナ				係	
納入する。		名称				連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	
		代表者の職氏名				氏名	
						電話 () - 番	
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関の所在地及び名称		経理責任者氏		番号	